

鹿屋市障害者基本計画策定委員会開催要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市障害者基本計画策定委員会開催要綱（平成18年鹿屋市告示第146号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鹿屋市障がい者基本計画等策定委員会開催要綱

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号。以下「法」という。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づき鹿屋市障がい者基本計画、鹿屋市障がい福祉計画及び鹿屋市障がい児福祉計画の策定及び推進を図るため、鹿屋市障がい者基本計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

第7条を第8条とし、第4条から第6条までを1条ずつ繰り下げる。

第3条第1号中「障害者福祉団体」を「障がい者福祉団体」に改め、同条を第4条とする。

第2条第1号中「障害者基本計画」を「鹿屋市障がい者基本計画」に改め、同条第2号中「障害福祉計画及び障害児福祉計画」を「鹿屋市障がい福祉計画及び鹿屋市障がい児福祉計画」に改め、同条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 鹿屋市障がい者基本計画 法第11条第3項に規定する市町村障害者計画をいう。
- (2) 鹿屋市障がい福祉計画 障害者総合支援法第88条に規定する市町村障害福祉計画をいう。
- (3) 鹿屋市障がい児福祉計画 児童福祉法第33条の20に規定する市町村障害児福祉計画をいう。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。